

川原進 陳述書2009年11月16日

結審にあたり、原告を代表し、一言意見を述べさせていただきます。私たちの裁判も四年の歳月が経過し、すでに三名の方が亡くなり、私たちは今日の日を、そして来るべき判決の日を、この方々とともに迎えることができず、心から残念に思っています。

### 地裁・高裁の判決が「審査基準」改定

しかしこの間、長崎地裁を含めて多くの地裁、高裁で判決が下され、国の原爆症認定審査のあり方の誤りがきびしく指摘されました。その結果、平成十三年五月に制定された原爆症認定の「審査の方針」は平成二十年三月で改定されて「新しい審査の方針」となり、さらに一年後の平成二十一年六月、その「新しい審査の方針」の内容も改められたのです。これらは法廷での私たちの意見、法廷内外での被爆者の声に耳を傾けていただき、原爆被害の実態を見つめ、判決で原爆症認定審査のあり方の誤りをきびしく指摘いただいた裁判所のご尽力の賜物と心から感謝申し上げます。

### 原爆症認定被爆者が増えたが

こうして長崎県下の原爆症と認定されている被爆者は平成十八年度には四百二十八人、平成十九年度には四百十三人でしたが、平成二十年度には八百四十七人へと倍増しました。原爆症認定制度とは原爆放射線に起因するケガや病気のため、現に医療を必要とする被爆者、あるいはその

負傷・疾病が原爆の放射線に起因していなくてもその人の治癒能力が放射線の影響を受けているために現に医療を必要としている被爆者の病気を原爆症と認め、被爆者に医療を給付するとともに、所定の手当を支給する制度です。

こういう制度に基づいて、原爆症患者が平成二十年の「新しい審査の方針」の採用でいきなり倍増したのは、それまでの原爆症認定審査がいかにも原爆被害の実態からかけ離れ、当然認定されるべき多くの被爆者が切り捨てられてきたかを物語っています。

### 原爆症認定制度は真に変わったのか

では現在の原爆症認定の基準は果たして正しいといえるのでしょうか。平成二十一年に手直しされた「新しい審査の方針」についても私たちは納得することができないのです。

たとえば現在用いられている「新しい審査の方針」では、被爆地点が爆心地より三・五キロ以内の者、あるいは原爆投下より約百時間以内の爆心地から約二キロ以内に入市した者、または原爆投下より約百時間経過後から原爆投下より約二週間以内の期間に爆心地から約二キロ以内の地点に一週間程度以上滞在した者、と被爆者を限定し、放射線起因性が推認される以下の疾病についての申請がある場合については、格段に反対すべき理由がない限り、当該申請疾病と被爆した放射線との関係を積極的に認定するものとする、と定めています。

三・五キロ以内の被爆だとか、百時間以内の二キロ以内への入市とか、二キロ以内の地点に一週間程度以上の滞在とかの線引きにどのような根拠があるのでしょうか。

かつて昭和三十五年八月、原爆医療法が改正され、爆心地から約二キロ以内で被爆した者を限定し、特別被爆者健康手帳を交付し、一般医療費の支給がなされるようになりました。この特別被爆者の制度は実態に合わないことが指摘され、昭和二十七年三月には爆心地から約三キロ以内での被爆者に改正され、さらに厚生省も線引きのおろかさ認めざるを得なくなつたのか、昭和四十六年六月には特別被爆者の制度は廃止され、一般医療費の支給はすべての被爆者を対象になりました。政府はこの特別被爆者制度を復活させるつもりでしょうか。

これは原爆の被害を矮小化し、被爆者を苦しめるだけの制度なのです。これを苦しめるだけの制度なのは、**米国進駐軍兵士たちの被爆は**原爆を作った米国では戦後いち早く被爆者から採取した標本などを持ち帰り、放射線の人体への影響を把握し、研究がすすんでいるはずですが、広島長崎へ進駐した米兵が法に定めた二十一種類のガンにかかった場合、駐留地域、期間を限定することなく、医療費が支給され、死亡した場合、弔慰金が支払われると聞きます。

米兵が長崎に進駐したのは九月半ば過ぎで、日本政府が入市被爆者と定める期間をはるかに超えています。

各地の地裁・高裁では、四キロ、五キロの場所で直接被爆した者の疾病も原爆症と認定すべき、とご判断いただき、私たちは心強く思っています。

### せめられている原爆症の基準

また政府が積極的に認定すると示した七つの疾病についてもうち四種類については「加齢性を除く」「放射線起因性が認められるものに限り」という制限が設けられているため、放射線起因性を認め、積極的に認定される疾病はガン、白血病、副甲状腺機能亢進症の三つだけなのです。

### 戦争さえなければ

被爆からすでに六十四年目を迎え、思えばつらく悲しい歳月でした。私が被爆したのは生後八ヶ月でした。幼いときから貧血気味だったと母から聞いていますが、小学校の頃も朝礼のときによく倒れていたのを憶えています。

二〇〇五年やがてもっとも恐れていた直腸ガンが見つかり、直腸を切除したため、いまもお、生活に支障をきたしています。また肝臓などへの転移も心配です。戦争さえなかつたら、原爆さえなかつたら、私たちは悩み、苦しむことはなかつたのです。すべて国が始めた戦争のせいだということを政府は自覚してほしいと思います。

裁判長にお願いします。どうか被爆者の訴えと原爆被害の実態を十分にご理解ください。厚生労働省によって突き放された私たち六名の負傷疾病を原爆症と認めてください。よろしくお願いいたします。